

新課程における「総合的な学習の時間の指導法」の実践報告

佐々木 隆

プロローグ

2019年度より新教職課程（再課程認定）がスタートし、5年が経過した。新課程で導入された「総合的な学習の時間の指導法」を筆者は担当しているが、3年次配当科目のため2021年度、2022年度、2023年度と担当した。2021年度の担当後の「総合的な学習の時間の指導法」実践報告（佐々木 b 1-16）にて点検等を行ったが、複数年の担当を経て、再度実践報告を行うものである。

1 「総合的な学習の時間の指導法」の配当年度

教職課程に限らず、実習が伴う免許や資格に関する養成課程では、実習前に必ず行うべき科目と実習後に行うべき科目がある。教職課程の場合には教育実習後に行う科目の位置付けとしては「教職実践演習」がある。それ以外の科目については基本的には教育実習前に履修することが望ましいことは言うまでもないことだ。本務校では「総合的な学習の時間の指導法」は現在、3年前期配当2単位で実施されている。教育職員免許法施行規則では1単位必修科目であるが、2単位としていることでアクティブラーニングなど、学生が主体となって授業を進めることができる。「総合的な学習（探究）の時間」と「特別活動」は関連性が深いことから同じ学年配当が相応しく、本務校でも3年配当となっている。科目の性格上、教育実習前に履修済であることが望ましいだろう。両科目の関連性については「特別活動と総合的な学習の時間における人間形成の教育的意義」（佐々木 a 1-15）ですでに論じているため、ここでは扱わない。

本務校での教職課程では1・2年で教育関係で「教育原理」「教職概論」

「教育心理学」「教育課程総論」が必修科目として位置付けられている。

2 2021年度の改善を要する点

2021年度に初めて「総合的な学習の時間の指導法」を担当した際、履修学生は「総合的な学習の時間」（以後、「総合学習」；探究的な学習の時間を「探究学習」と略す）について小学校から高校までどのような体験をしてきたか、「総合学習」とはどのようなものかを確認した。教職課程を履修している学生でもはっきりとこれを認識している者は少なかった。学校行事なども含めて「総合学習」と捉えている場合もあった。これは「特別活動」と「総合演習」の教育課程上の位置づけが曖昧であるせいだ。教育課程については教職課程の必修科目「教育課程総論」（2年配当）で学ぶわけだが、この点についても履修者の理解度を確認することとした。「総合的な学習の時間の指導法」実践報告」（2021）で示した改善点はおもに3つある（佐々木b 14）。第1にテーマとして安易にSDGsを想定していること、第2にグループ発表における評価ではグループ発表の全体のパフォーマンスをどう捉えていくか、第3に学外活動での安全確保・費用等などの理解をもう少し深めることだ。

第1のテーマについては教員自身が広いテーマについて把握する必要があるということだ。第2は履修者自身もあまり意識していなかった点である。第3は「総合学習」「探究学習」や「特別活動」が学校内だけですべてが完結するわけではないため、学外での生徒を活動における引率等を考えた場合の内容である。実際に教員になった場合には、学校内で授業だけを担当すればよいということではなく、行事や学外活動における諸々の諸準備や手配なども教員が行うことになるからだ。授業の効果も重要であるが、生徒の安全は確保しなければならない。第1のテーマについては生き方について、特に成人を迎える直前の高校生ともなれば、進路を含めたキャリア教育的な内容は十分に意識する必要がある。さら

にこれに準じて学外での大きな活動としてボランティアなどについては考慮する必要がある。教職課程履修者は大学において履修者自身も大学の卒業要件としてキャリア教育を受けていること、教職課程の科目として「ボランティア」の履修、介護体験は中学校教諭の教職課程では必修となっており、教育課程上、中学校と高等学校教諭の教職課程の両方を履修している場合が多い。こうしたことからその知見や体験を生かして教職課程の学びに活かしてもらいたいと考えている。

田尻敦子は「総合学習」の多彩な実践の中でキャリア教育、シティズンシップ教育、ボランティア学習、プロジェクト学習の4点に着目している。

キャリア教育は自らの「生き方」を考えて行く上で重要な位置づけとなる。このキャリア教育は大学においても2011年4月に施行された改正大学設置基準では以下のように示されている。

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

キャリア教育、ボランティア学習、プロジェクト学習は今や小学校から大学までが抱える大きな柱のひとつになっている。「総合学習」における取り扱いについて田尻は次のように述べている

「総合」では、自己の生き方を考えることが課題の一つとされる。それを踏まえて多様なキャリア教育が実践されている。

中央教育審議会が2011(平成23)年1月に出した答申では、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育

てることを通して、キャリア発達を促す教育」と説明され、幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援、厚生労働省や経済産業省等と連携・協力を図ることなどが盛り込まれた。文部科学省、厚生労働省、経済産業省の省庁横断的なキャリア教育施策として、1年に1回「キャリア教育推進連携シンポジウム」が開催されている(『キャリア教育の基礎・基本』pp.8-9)。

この省庁横断的なキャリア教育推進には、「学校、家庭、地域」だけでなく、「産業界」というキーワードが入る。「総合」は、文部科学省だけではなく、経済産業省や厚生労働省、産業界等からの要請を受ける場ともなっている(田尻 167-168)

.....
「総合」では、キャリア教育だけではなくシティズンシップ教育(civic/citizenship education)もまた省庁横断的な取り組みの下で推進されている。シティズンシップ教育は、社会の構成員として市民(citizen)が備えるべき市民性(citizenship)を育成するために行われる教育である(田尻 169)。

.....
内閣府の『平成25年版子ども・若者白書』でも、シティズンシップ教育の推進が提言され、文部科学省、法務省、国税庁、金融庁、厚生労働省、消費者庁などの取り組みがしめされた(田尻 170)。

.....
「総合」におけるボランティア学習のねらいは、「ボランティア活動をする」ことにあるわけではない。ボランティア活動を通じて、自ら課題を見つけ、学び、高齢者の介護施設で交流したり活動などが行われている。一方で、自らの問題の解決を考える過程でボランティアをデザインする学習も考えられる(田尻 171)

.....

学習の成果を社会に還元する実践の一つとして、プロジェクト学習が存在する（田尻 172）。

田尻が述べている通り、「総合学習」「探究学習」では自己の生き方を考えることから、キャリア教育、シティズンシップ、ボランティアに注目している。シティズンシップは「社会と個」を考える上で重要である。すなわち、社会の成員となる上で重要なテーマである。2022年度の民法の改正により18歳が成人となり、高校生にとって政治への参加がより身近になったことは抑えておくべき事項である。

筆者の担当する「総合的な学習の時間の指導法」は2単位のため法令より多くの時間が設定されているため、学生間のディスカッションの時間も多くとれた。15回の授業計画のうち6回をこれに当てることができた。履修者自身に「総合学習」「探究学習」ではようなテーマが設定できるのか、あるいは実際の指導者として、生徒にどのような働きかけを行うかなども発表してもらった。さらに筆者がもう一つ大きな視点として次のようなことも履修者に意識するようにサジェスチョンした。

- 1 地域の特性を生かしたテーマを設定するかどうか。
- 2 特定期間の限定したテーマを設定するかどうか。
- 3 時事的な内容（世情）を生かしたテーマを設定するかどう。
- 4 3年間と言う期間と学年ごとのテーマをどう考えるか。
- 5 英語科の教員として「英語科」あるいは「国際」「異文化理解」の関連のテーマにどのように貢献できるのか。

第1については特に小学校における「総合学習」で取り組まれることが多く、地域の博物館などと連動する場が想定される。中学・高校生にはその地域での特産物、著名人、歴史的な事件等に着目することが想定される。第2については2020東京オリンピック、2025年の大阪万博など

がある。第3は少子高齢化問題、社会におけるAIの活用、SDGs、LGBTQなどがある。第4については学校として3年間分のテーマを先に設定してその最終段階を3年生に設定するといった段階を経るもの、各学年で段階を踏まずに単独のテーマを設定するなど、これは学校としての姿勢が求められる場合があることなども示唆した。筆者が最もこだわったのは第5の英語科の教員としての貢献である。「総合学習」「探究学習」は教員がひとりで指導するというよりは、複数の教員によるチームによる指導となることを想定している。このため、他教科との教員の連携も重要な要素となる。これは「総合学習」「探究学習」に求められているものと合致する。

…この時間の学習の対象や領域は、特定の教科・科目等にと留まらず、横断的・総合的な点である。総合的な探究の時間は、実社会や実生活における複雑な文脈の中に存在する事象を対象としている（文部科学省 10）。

.....
…複数の教科・担当等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて探究するという点である。他の探求が、他教科・科目における理解をより深めることを目的に行われていることに対し、総合的な探究な時間では、実社会や実生活における複雑な文脈の中に存在する問題を様々な角度から俯瞰して捉え、考えていく（文部科学省 10）。

「総合学習」「探究学習」の目標のひとつに以下が掲げられている。

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す（文部科学省 11）。

「総合学習」「探究学習」において生徒の学びについて求めるものは、指導にあたる教員についても同様に求められることになる。英語科の教員として単に英語という言語のみに関心を寄せるのではなく、広くは「国際」「異文化理解」といった視野を持つべきである。教科の専門的事項において免許法施行規則に定める科目として異文化理解があり、本学では「異文化コミュニケーション」が必修科目、大学が独自に定める科目として「国際文化交流」を選択科目として配置している。

3 PBLの役割

「総合学習」「探究学習」での大きな特徴は教育方法はPBL (Problem-Based Learning)、アクティブラーニングである。広石英記「21世紀の学びのスタイル」(2014)はこれらについて以下のように述べている。

グローバル社会で求められている新しい能力を育成する参加協同型の学習スタイルの中で、現実的な課題解決に直接仲間と取り組むことによって学習者のさまざまなコンピテンシーを開発しようというPBL (Problem-Based Learning) もしくは Project-Based Learning) という学びのスタイルが、近年急速な普及・発展を見せている(広石192)。

PBLはもともとは1960年代にアメリカの医学・工学系の高等教育期間で実施されたものだ。広石英記は次のように述べている。

米国の医学・工学系大学で実施されたこの新しい学習スタイルであるPBLは、学生が現実的な課題(難解な具体的症例の模擬診断や、新しい製品開発課題)をじかに取り組む活動を通して、さまざまな実践

力（コンピテンシー）を身につけることがしだいに明らかとなってきた。さらに、PBLは、実際の職業上の課題に近い問題に取り組むことで、問題解決に必要な知識を自ら探し、仲間と協力して問題の解決を試みる自律的学習スタイルであるために、生涯を通じて能動的学習できる技能・態度を育成できることも明らかとなってきた（広石 192）。

PBLは「問題解決型学習」「課題解決型学習」とも呼ばれる。ちなみに教員が教科書に沿って進める授業はSBL（Subject-based Learning）は、「科目進行型学習」となる。PBLを進めにはアクティブラーニングが必要となる。

文部科学省が「アクティブ・ラーニング」という用語を使い始めたのは一体いつからであろうか。おそらく中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」（2012年8月28日）ではないかと思われる。答申の巻末に掲載されている「用語集」には定義が記載されているので、それを紹介しておきたい。

【アクティブ・ラーニング】（p.3、4、9）

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である（中央教育審議会 37）。

松井孝夫「総合的な学習時間での探究的な学びとその評価」（2016）では「総合学習」とアクティブラーニングの関係について次のように述べて

いる。

学習指導要領の「総合的な学習の時間」の目標は、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自らの課題を見付け、自らの学び、自らの考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己のあり方を考えることができるようにする。」とされている。つまり、「総合的な学習の時間」は、アクティブラーニングの実践そのものであるといえる（松井 94-95）。

「総合学習」「探究学習」で難しいのは教員の役割である。検定教科書があり、SBLとして進められる教科とは異なるため、扱うテーマもそうであるが、教員がどこまでかかわるのかは大きな問題だろう。田尻は「サポーターとしての教師」の項目で次のように述べている。

…学習者の成長段階に応じた意義ある学びに誘うために、教師は、教授者ではなくファシリテーター（学びを促す者）として学習を支援する必要がある。たとえば、学習活動の企画段階で教師は「この活動は、あなたはどんなにかかわりがありますか。また、地域社会や世界にとって、どんな意味がありますか」というような問いを投げかけ、学習課題の社会的意義や、自らの成長への意味を真剣に考える機会を設け、生徒に対して学習活動の意味づけを丁寧に行う必要がある（田尻 194-195）。

SBLとPBLの違いは検定教科書の有無という決定的な違いがある。教科書とはそもそもどのようなものであろうか。「教科書の発行に関する臨時措置法」の第2条で次のように規定されている。

第2条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

この法律は1948年7月15日に施行されたもので、当時は「総合学習」「探究学習」はなかった時代である。「総合学習」「探究学習」は教科書がないだけに、教材をどうするかという大きな問題があるが、教員が事前に教材を用意してすすめるSBL的なものではなく、PBLを通して進めるものとなる。このため教員はPBLがグループワークとして進められる際、教員に求められるものは何か。田尻はそれがよきファシリテーター（学びを促す者）であるということだ。このことはあるべき教員の姿を描写したウィリアム・アーサー・ウォード（William Arthur Ward, 1921-1994）の教員の有り様に関する章句を想起させる。

The mediocre teacher tell. The good teacher explains. The superior teacher demonstrates. The great teacher inspires (Ward 16).

教員にとって必要なことは生徒に“inspire”することであるという。生徒の学習意欲、動機付けをはじめ、どのような教材を選ぼうが、最後は生徒と接する教員の力に委ねられていることは言うまでもないことだ。その上で、筆者自身が願うことは“The great teacher inspires.”でありたいと願うことだ。